

(2) 高齢者への支援

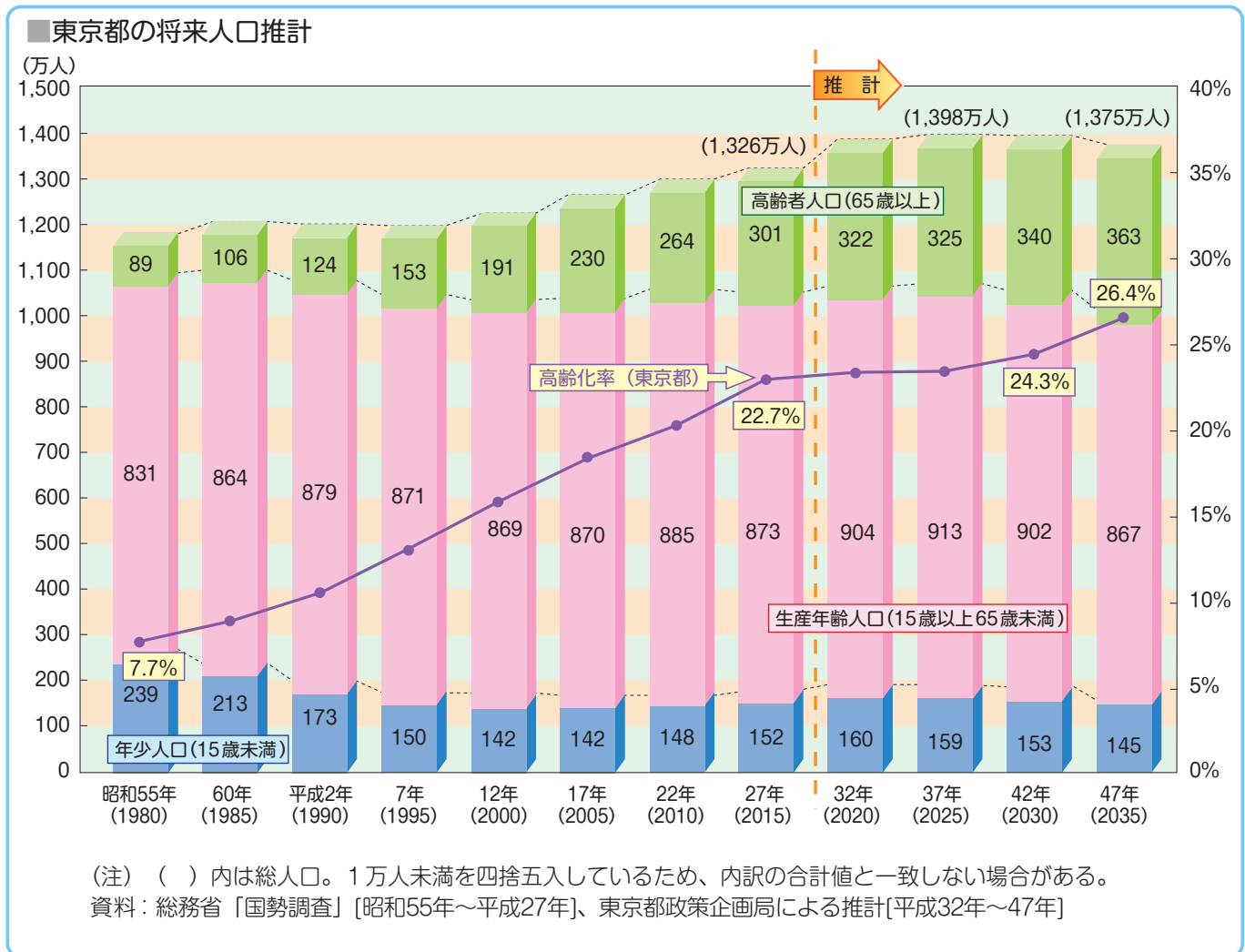
高齢者人口は、今後も引き続き増加する見込みです。東京都は、平成27年3月に策定した「東京都高齢者保健福祉計画」（介護保険事業支援計画を含む。）などに基づいて、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会の実現を目指します。

高齢者の現状

高齢化の進行

都内の65歳以上の高齢者は、平成27年10月1日現在約301万人で、総人口（年齢不詳を除く。）に占める割合（高齢化率）は22.7%となっています。

高齢化率は上昇を続け、平成42年には24.3%、平成47年には26.4%に達し、都民の4人に1人が65歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会が到来することが見込まれています。



平均寿命が伸びています

平成27年の日本人の平均寿命は、男性80.79歳、女性87.05歳で、昭和50年の男性71.73歳、女性76.89歳と比べ、約40年間で9～11歳ほど伸びています。

資料：厚生労働省「完全生命表」・「簡易生命表」

元気な高齢者が大勢います

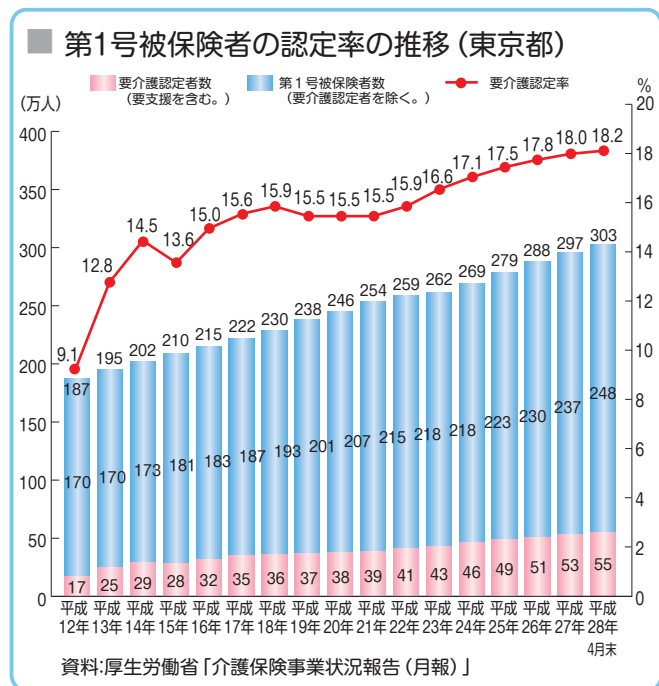
健康状態がよいまたは普通と感じる高齢者(※)は、65歳以上75歳未満では約86%(85.9%)、75歳以上では約76%(76.2%)となっています。

資料：福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査平成27年度『高齢者の生活実態』」

※自分の健康状態を「よい」、「まあよい」又は「普通」と感じている高齢者

介護を必要とする高齢者が増加しています

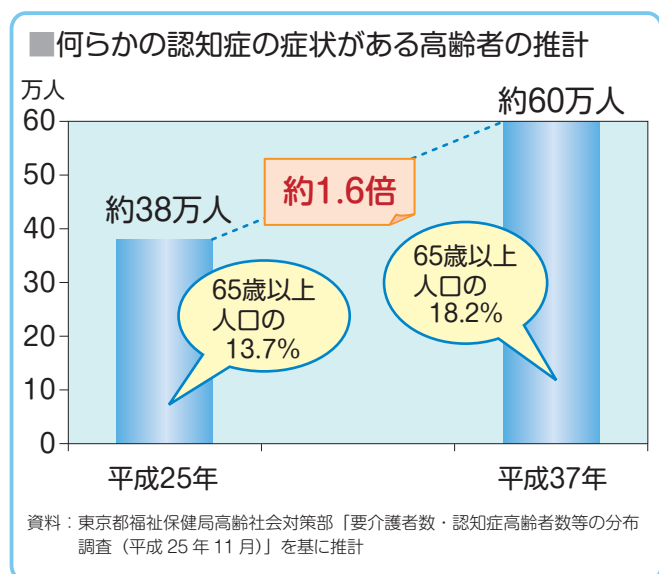
要支援、要介護と認定された高齢者数は、増加しています。



認知症の人の増加が見込まれています

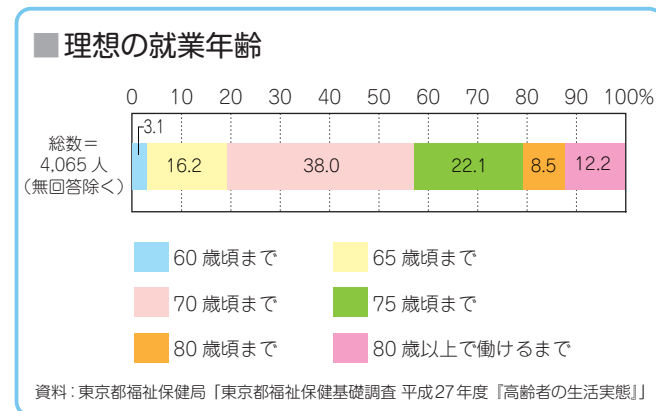
都内の要介護(要支援)認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上)は、平成25年11月時点で約38万人に上り、平成37年には約60万人に増加すると推計されています。

今後、高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、認知症の人の急速な増加が見込まれています。



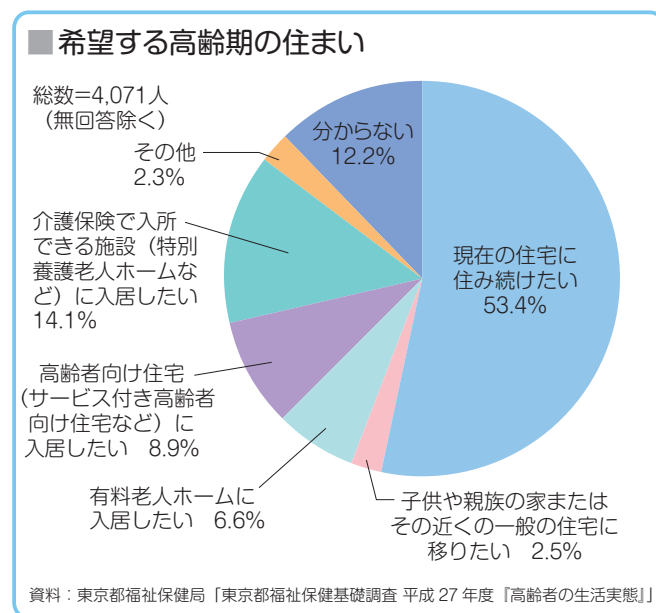
多くの方が定年退職後も働きたいと感じています

65歳以上の在宅の高齢者に「何歳まで働ける社会が理想か」と尋ねたところ、「70歳頃まで」が最も回答が多く、就業意欲が高いことが分かります。



多くの高齢者は在宅で暮らし続けることを希望しています

65歳以上の在宅の高齢者に希望する高齢期の住まいについて聞いたところ、「現在の住宅に住み続けたい」人の割合が最も高く、住み慣れた自宅などの在宅で暮らし続けることを希望する人が多くなっています。



計画の概要

- ・東京都における高齢者の総合的・基本的計画。老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に策定。
- ・計画期間は平成27年度～29年度の3年間。中長期的には、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据える。

計画の考え方

- ・平成37年を見据えた中長期的な視点で、介護サービス基盤や高齢者向け住まいの充実を図るとともに、必要な介護人材の確保等に取り組む。
- ・平成27年4月の介護保険制度改正により区市町村の役割が大きくなること等を踏まえ、区市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた支援等に取り組む。
- ・地域包括ケアシステムを、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の中に位置付けていくという視点を明確にする。

東京都における平成37年の高齢者の状況や介護保険制度の改正を踏まえ 東京の地域包括ケアシステムの構築を目指す

重点分野

★各分野に区市町村等による地域包括ケアの先進的な事例を掲載

①介護サービス基盤の整備

★高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう各種介護サービスの充実や介護基盤の整備を進めます。

②在宅療養の推進

★地域における在宅療養体制を確保していくとともに、退院後の在宅療養生活への円滑な移行を促進します。

③認知症対策の総合的な推進

★認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策を推進します。

④介護人材対策の推進

★中長期的な視点での介護人材の確保・育成・定着支援及び専門性の向上に向けた人材育成等、総合的な取組を行います。

⑤高齢者の住まいの確保

★住宅の供給促進や施設の整備を推進していくとともに、高齢者向け住宅の質の確保を図ります。

⑥介護予防の推進と支え合う地域づくり

★区市町村の介護予防機能強化に資する支援を行っていくとともに、経験豊富な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、活動できる環境を整備していきます。

介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、介護を必要とする状態になってもできる限り自立した日常生活が営めるよう社会全体で支え合う仕組みで、利用者は、自らの選択に基づいてサービスを利用することができます。東京都は、区市町村（保険者）と協力・連携し、適正な保険給付の確保や介護サービス基盤の整備などに取り組んでいます。

（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）

保険に加入する人

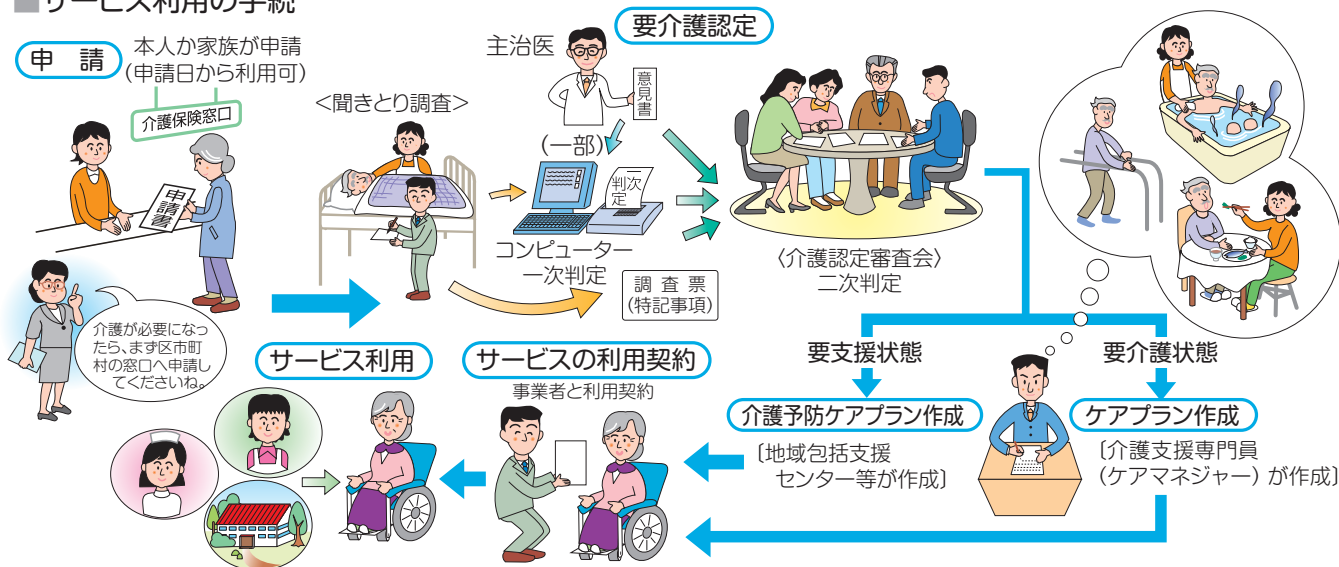
加入する人	保険料の納入	保険給付が受けられる人
65歳以上の人 (第1号被保険者)	老齢年金・退職年金・遺族年金・障害年金を年18万円以上受けている人は、年金から自動的に天引きが行われます。それ以外の人は、個別に区市町村へ納入します。	常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人、日常生活での支援が必要な人です。 介護が必要になった原因を問わず給付が受けられます。
40～64歳の人 (第2号被保険者)	医療保険料と一括して納入します。	常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人、日常生活での支援が必要な人です。 ただし、初老期認知症やがん（末期）などの16種類の特定疾病のため介護が必要になった場合に限られます。

- * 1 第1号被保険者の保険料は、基準額が区市町村によって異なり、所得に応じた段階ごとに設定されます。
- * 2 介護保険サービスの利用を希望する人は区市町村の窓口へ申請し、区市町村の「介護認定審査会」で、要介護度（どのくらいの介護が必要か）の判定を受けます。
- * 3 16種類の特定疾病とは、①がん（末期） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症です。

サービス利用料

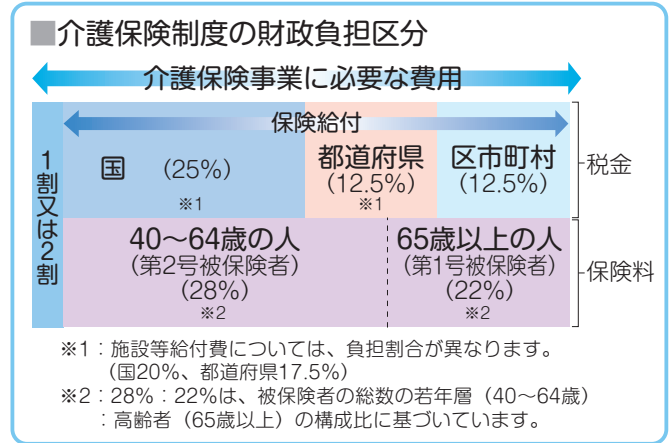
- サービスに要する費用の1割又は2割を自己負担することで利用できます。
- 在宅でのサービス利用は、要介護度ごとに、1か月に利用できる介護費用に上限（支給限度額）があります。
- 施設サービスを利用した場合は、1割又は2割の負担のほかに食費・居住費がかかります（所得の低い方等については、負担を軽減する制度が設けられています。）。
- 1か月の自己負担が一定額を超えた分は、高額介護サービス費として払い戻されます。

■ サービス利用の手続



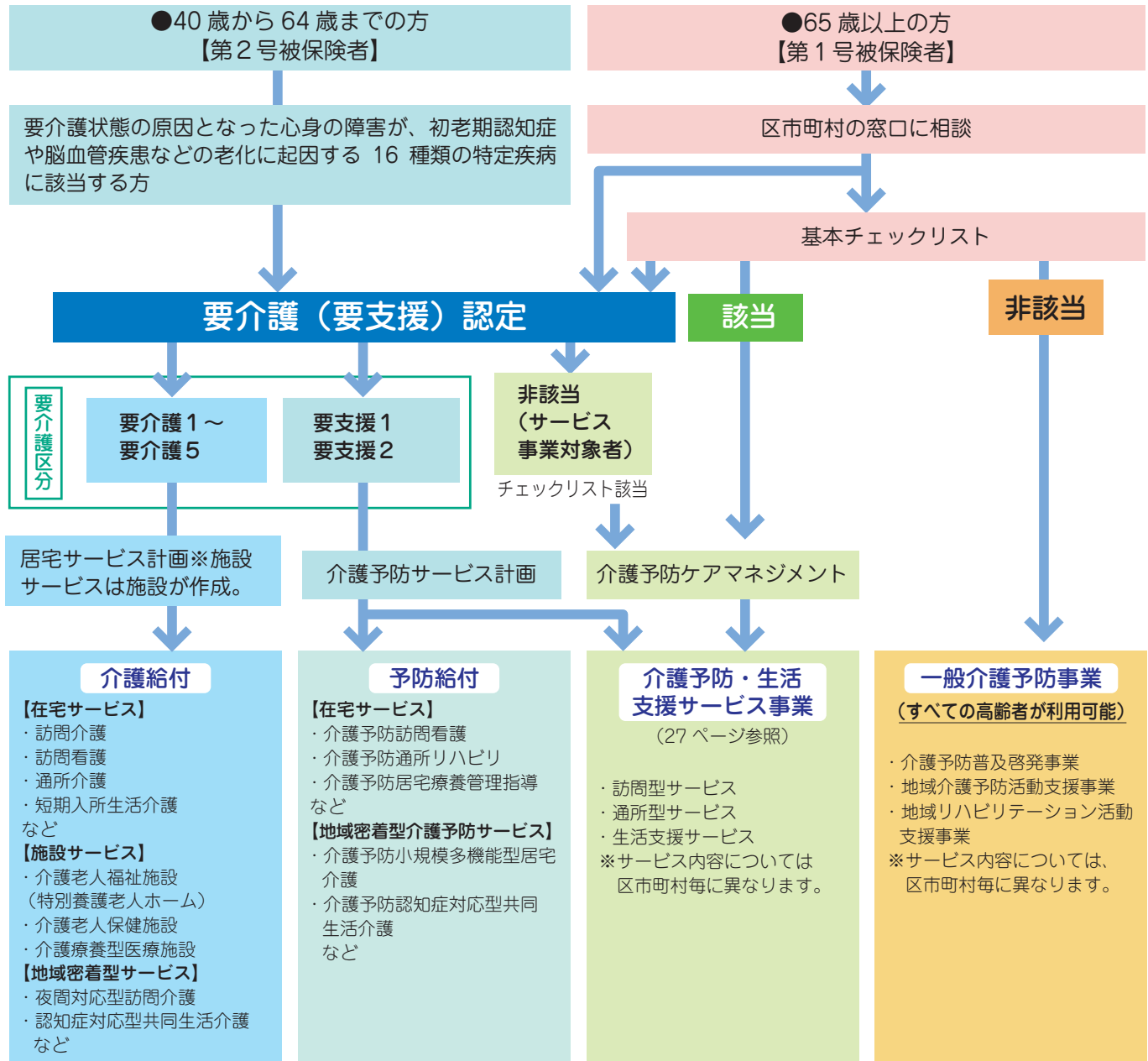
介護保険の費用負担

利用者の1割又は2割負担を除いた分の介護給付の費用の50%を税金で負担し、残りの50%を65歳以上の人と40歳～64歳の人の保険料で負担します。65歳以上の人の保険料の額は、3年ごとに策定される介護保険事業計画で定めるサービス量に基づいて、区市町村ごとに算定されます。



介護保険制度のサービス体系

今後、高齢化が更に進み、介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者が一層増加する見込みです。そこで軽度な方が、できる限り要支援・要介護にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視した仕組みになっています。



介護保険制度で利用できるサービス

○要介護1～5と認定された方は、以下のサービスが利用できます。 (福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

	サービスの種類	サービスの内容
介護サービス計画の作成	居宅介護支援	居宅サービスなどを適切に利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況・環境・本人の希望などを受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。
家庭で受けるサービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、家庭での身のまわりの世話をを行います。
	夜間対応型訪問介護（※）	夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護や身のまわりの世話をを行います。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護や療養上の世話などを行います。
	訪問入浴介護	家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に巡回入浴車が家庭を訪問し、浴槽を持ち込むなどして入浴の介護をします。
	訪問看護	看護師などが、家庭を訪問し、主治医の指示に従って療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが、家庭を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な助言と指導をします。
施設などに出かけて受けるサービス	通所介護（デイサービス）	施設に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
	地域密着型通所介護（※）	施設（利用定員が19名未満のもの）に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
	認知症対応型通所介護（※）	施設に通い、認知症高齢者の特性に配慮した介護や機能訓練を受けます。
	通所リハビリテーション（デイケア）	医療機関などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けます。
	短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
	短期入所療養介護（医療系ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所し、療養上の世話や機能訓練を受けます。
	小規模多機能型居宅介護（※）	身近な地域の事業所に通ったり、短期間宿泊したりして、介護や機能訓練を受けます。また、同じ事業所の職員などによる訪問を受けたり、必要に応じて併設施設と連携した介護を受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護（※）	訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せによるサービスを受けます。
家庭以外の場所に入居して受けるサービス	認知症対応型共同生活介護（※）（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者が、5人から9人の少人数ユニットで共同生活を送りながら、介護を受けます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウスなどで生活しながら介護を受けます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護（※）	小規模な有料老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。
施設に入所して受けるサービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、家庭での生活が困難な人が入所します。
	地域密着型介護老人福祉施設（※）	小規模な特別養護老人ホームで介護を受けます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します。
	介護療養型医療施設（療養病床など）	比較的長期にわたって、日常的に行われる医療ケアや慢性期のリハビリテーション、介護を必要とする人が入院します。
福祉用具サービス	福祉用具の貸与	特殊ベッドや車いすなどの用具が借りられます。
	福祉用具購入費の支給	腰掛け便座や入浴用いすなど、貸与になじまない用具の購入費の9割又は8割相当額（1年間に9万円又は8万円が限度）が支給されます。
住まいに関するサービス	住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差の解消など、小規模な改修費用の9割又は8割相当額（同一住宅につき18万円又は16万円が限度）が支給されます。

○要支援 1、2 と認定された方は、以下のサービスが利用できます。

	サービスの種類	サービスの内容
介護予防サービス 計画の作成	介護予防支援	要支援状態の悪化防止に重点を置いて、居宅介護予防サービスなどを適切に利用できるように、地域包括支援センターで心身の状況・環境・本人の希望などを受け、介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。
家庭で受ける サービス	訪問入浴介護	基本的には、24 ページに記載した要介護状態の方に対するサービスと同様です。ただし、「生活機能を維持・向上させ、要介護状態になることを予防する」という目的に適した、軽度者向けの内容・期間・方法で、サービスが提供されることとなります。 また、訪問介護と通所介護については、要支援 1、2 の方に対しては区市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス」の訪問型サービス及び通所型サービスとして提供されます(23 ページ、27 ページ参照)。 ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、一部の方で訪問介護と通所介護を利用できる場合があります。
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
施設などに 出かけて 受けるサービス	認知症対応型通所介護(※)	(例) ・通所リハビリテーションの一環として、運動機能や口腔機能を向上させたり、栄養状態を改善したりするサービスが利用できます。 ・なお、認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、要支援 2 の方のみです。
	通所リハビリテーション(デイケア)	
	短期入所生活介護(福祉系ショートステイ)	
	短期入所療養介護(医療系ショートステイ)	
家庭以外の 場所に入居して 受けるサービス	小規模多機能型居宅介護(※)	
	認知症対応型共同生活介護(※)(認知症高齢者グループホーム)	
福祉用具 サービス	特定施設入居者生活介護	
	福祉用具の貸与	
住宅改修サービス	福祉用具購入費の支給	
	住宅改修費の支給	

注：※印のついたサービスは、事業所や施設のある区市町村住民の利用が基本となります(地域密着型サービス)。

介護サービスの充実のために

ケアマネジメントの充実

介護支援専門員の養成や資質向上に向けた研修、適正なケアプランの普及を行っています。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

介護保険相談・苦情の窓口

都や区市町村は、介護保険制度に関する問い合わせやサービスに関する相談、苦情に応じています。また、必要に応じて事業者から報告を求め、指導や助言を行っています。

東京都国民健康保険団体連合会では、利用者からの苦情申立てに基づき、事業者に対する調査・指導・助言を行っています(P.92 参照)。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

介護サービス情報の公表

介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を公表し、利用者の選択とサービスの質の確保を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

利用者負担に係る低所得者対策

生計困難者等に対して、介護サービスの 1 割負担や食費、施設の居住費等の自己負担分を、4 分の 3 に軽減しています(区市町村により、実施内容が異なります)。

また、生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額を 100% 軽減しています。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

国の軽減制度に加え都の独自支援策により対象を拡大しています。

	対象サービスの種類	実施主体
都の 拡大 部分	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ほか	・医療法人 ・特定非営利活動法人(NPO法人) ・株式会社 など
↑ 国 制度	・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設 ほか	・社会福祉法人 ・区市町村

介護・医療人材確保のための支援

介護施設等における介護人材確保・育成対策

○施設介護サポーター事業

地域住民が施設介護サービスを支える活動に自主的、自発的に参加できる環境をつくるため、養成研修及び受入体制の整備を行う区市町村を包括補助により支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業

訪問看護ステーションで働く訪問看護師の勤務環境向上と定着推進のため、研修受講や産休・介休等を取得する場合に、必要な代替職員を確保する経費を支援することにより、訪問看護のサービス量確保と質の向上を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○訪問看護人材確保育成事業

要介護高齢者等の在宅療養を支えるため、訪問看護の人材確保・育成・定着に取り組んでいきます。大規模訪問看護ステーションを中心とした地域における新任訪問看護師等の育成支援や、認定訪問看護師の資格取得支援等を実施します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○新任訪問看護師就労応援事業

訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制強化のための支援を行うことにより、訪問看護分野への就労の促進を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

特別養護老人ホーム等の施設系サービスや、在宅系サービスにおいて、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するための研修等を実施します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○現任介護職員資格取得支援事業

介護施設・事業所で働く介護職員の育成及びサービスの質の向上を目指して、介護福祉士国家資格取得を支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○介護職員スキルアップ研修事業

訪問介護員や介護施設職員等を対象に、業務上必要な医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施し、安全で適切な介護サービス提供を促進します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を確保し、介護職員等の資質の向上を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

国の「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援し、介護人材の育成・定着等を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業

施設周辺で介護職員用の宿舍を借り上げ、職住近接等による働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、災害対応要員を配置し、防災取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する事業者を支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○介護人材確保対策事業

学生や主婦・元気高齢者及び就業者等を対象とした、介護業務の魅力ややりがいを体験する職場体験や、希望者への無料の研修による資格取得支援、離職者等に介護施設等を紹介し、働きながらの資格取得支援を行うことで、介護人材の安定的な確保を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○潜在的介護職員活用推進事業

紹介予定派遣を通じて、潜在的有資格者の雇用の促進と介護人材の安定的な確保を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業

介護施設におけるロボット介護機器・福祉用具の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証・普及することにより、介護者の身体的負担の軽減や介護の質の向上等を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部計画課)

介護予防など地域における日常生活の支援

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも健康で生き生きとした生活を送っていくためには、一人ひとりが自分の健康に留意して生活をしていくことと併せて、生活機能の低下が疑われる状態になった場合には、できるだけ早期にその危険性を把握し、状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。

平成27年4月からは、介護予防と配食・見守り等の生活支援サービスなど地域で高齢者を支える多様なサービスを充実し、住民等の多様な主体を活用した介護予防事業の実施を推進するとともに、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするため、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

■介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、住民主体の支援なども含めて、多様なサービスを行います。

※要支援の方や基本チェックリストに該当した方が対象です。

①訪問型サービス

以前の介護予防訪問介護に代わるサービスで、ホームヘルパーが自宅を訪問して介護予防を目的とした支援を行うほか、NPOや住民主体の組織が多様な生活支援を行います。

②通所型サービス

以前の介護予防通所介護に代わるサービスで、デイサービスセンターなどが機能訓練などのサービスを行うほか、NPOや住民主体の組織が集いの場を提供するなどします。

③その他生活支援サービス

配食や見守りサービス、地域サロンの開催など、地域のニーズに合ったさまざまなサービスを行います。

■一般介護予防事業

65歳以上ならどなたでも利用できます。通いの場や地域サロンなど、人と人のつながりを通じた地域づくりをすすめていただくための事業です。

①介護予防普及啓発事業

区市町村が開催する体操教室や講演会などに参加することができます。また、介護予防の普及啓発のため、パンフレット等を配布します。

②地域介護予防活動支援事業

通いの場やサロンなど、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

③地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場などにリハビリテーション専門職等を派遣します。

地域支援事業

区市町村が行う要介護状態になるおそれのある高齢者等を対象とした介護予防事業、地域包括支援センターが担う総合相談や権利擁護の事業などを支援しています。なお、平成27年度からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の推進に資する事業及び認知症高齢者の総合的な支援に資する事業などが地域支援事業に位置づけられています。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

地域包括支援センター

高齢者やその家族などからの介護等に関する総合的な相談に応じ、必要なサービスの調整を行うとともに、介護予防ケアプランの作成などを行います。

◇ 412 か所 (平成28年4月現在)

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

地域包括支援センター職員研修事業

地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施し、ネットワーク構築能力等の向上を図ります。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

地域包括支援センター機能強化支援事業 **新規**

区市町村と一体となって、地域包括ケアシステムの構築を推進する中核的な機関である地域包括支援センターの体制を強化するため、区市町村による地域包括支援センターの効果的・効率的な運営を確保し、住民主体の介護予防活動や総合的な相談体制の構築を支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

東京都介護予防推進支援事業 **新規**

東京都介護予防推進支援センターを設置し、介護予防に取り組む人材の育成や、リハビリテーション専門

職等の派遣など、地域づくりにつながる介護予防に取り組む区市町村を支援します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

介護予防における地域リハビリテーション促進事業

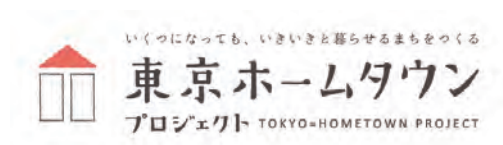
リハビリテーション専門職等を活用した地域における介護予防の取組を推進するため、広域派遣アドバイザーを設置するとともに、地域リハビリテーションの専門人材を育成する研修を行います。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進（東京ホームタウンプロジェクト）

東京の強みである活発な企業活動、豊富な経験と知

識を持った多くの人たちの力を活かした地域包括ケアの構築に資する地域貢献活動を活性化するため、地域福祉団体の運営基盤の強化を支援するとともに、新たな担い手や活動の創出に向けた支援をするほか、多様な地域貢献活動の情報を発信し、広く社会参加のきっかけを提供します。



HP <http://hometown.metro.tokyo.jp>

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

医療と介護の連携強化

医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業

高齢者が医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる住まいを充実させるため、診療所や訪問看護の医療サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や通所介護等の介護サービスの双（両）方と連携するサービス付き高齢者向け住宅等の整備費を補助します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業

要介護高齢者等の在宅療養を支えるため、事業者に

対し、個別相談会を実施することにより、訪問看護ステーションの開業時及び開業後の支援を行います。

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

暮らしの場における看取りの支援

住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、医療・介護従事者に対する研修を実施するとともに看取り環境の整備に対する補助及び小規模事業者への運営補助を行います。あわせて都民への普及啓発を実施します。

(福祉保健局医療政策部医療政策課・高齢社会対策部計画課)

認知症高齢者などに対する支援

認知症になっても、認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

認知症対策の総合的な推進

東京都認知症対策推進会議を中心に、地域づくり、医療、介護、若年性認知症にわたる総合的な認知症対策を検討・推進しています。

さらに、広く都民の認知症に対する理解促進を図るためのシンポジウム開催、認知症チェックリストを盛り込んだ普及啓発用パンフレットの配布、区市町村や関係団体など施策の担い手に対する重点的な働きかけ、東京都の認知症ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」の運営などを行います。



HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症疾患医療センター運営事業

認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症の専門医療を提供するとともに、医療機関同士、さらには医療と介護の連携の推進役となる認知症疾患医療センターを島しょ地域を除く全区市町村に設置し、地域における支援体制を構築していきます。また、二次保健医療圏における拠点となるセンターに、医師・看護師・精神保健福祉士等で構成するアウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき、認知症の疑いのある高齢者の訪問支援を行います。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

若年性認知症総合支援センター設置事業

若年性認知症特有の問題を解決するため、ひとつの窓口で、医療、福祉、雇用等の多分野にわたる相談対

応と必要な支援の調整を行う「若年性認知症総合支援センター」において、早期に適切な支援につなげます。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症介護研修事業

認知症介護の質的向上を図るため、施設・事業所等の核となる専門職を対象に認知症介護研修を実施します。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症支援コーディネーターの配置

看護師や保健師等を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、かかりつけ医や介護事業者等と連携して認知症の疑いのある高齢者を訪問支援するなど、認知症の早期発見・診断・対応の取組を進めます。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症地域支援ネットワーク事業

事業者や自治体、地域住民など地域の様々な社会資源の連携により、認知症の人に対する理解促進や支援

について継続的な取組を行う区市町村を支援します。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

認知症の人の在宅生活継続を支援するケアモデル事業

東京都健康長寿医療センター、東京都医学総合研究所と協働して、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを可能とするケアモデルの開発に向けた取組を実施します。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課・施設支援課)

高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止については、区市町村が中心的な役割を担っており、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方や、虐待について相談をしたい方は、各区市町村にご連絡ください。

都は、こうした対応を実施している区市町村職員等を対象に高齢者の権利擁護を推進するための研修を実施します。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

地域生活を支えるサービス基盤の充実

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保険施設をはじめ、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスなどケア（介護）と住まいが結びついた多様な住まい方の実現など、高齢者の暮らしを支える仕組みの充実を図ります。

高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの確保（東京都高齢者保健福祉計画目標値）

事 項	目標(平成37年度末)
特別養護老人ホームの整備	定員6万人分
介護老人保健施設の整備	定員3万人分
認知症高齢者グループホームの整備	定員2万人分

介護保険施設の整備促進

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設について、整備が十分進んでいない地域における整備費補助の加算を行うことにより、地域偏在の緩和・解消を図りつつ、整備を促進します。
(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

認知症高齢者グループホーム緊急整備事業

認知症高齢者が家庭的な環境の中で、共同して生活しながら介護や日常生活の世話を受ける認知症高齢者グループホームの整備を促進します。
(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

認知症高齢者グループホーム整備に係る 新規 マッチング事業

土地・建物所有者の認知症高齢者グループホーム整備への理解を促進し、運営事業者と結びつけることにより、整備を促進します。
(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

介護専用型有料老人ホーム設置促進事業

土地所有者又は運営事業者が整備・運営する介護専用型有料老人ホームの整備費を補助することで、設置を促進します。
(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

地域密着型サービス等重点整備事業

区市町村が実施する地域密着型サービスの拠点の整備に要する経費の一部を補助することにより、区市町村を支援し、基盤整備を促進します。
(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

高齢者見守り相談窓口設置事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる安心・安全を提供するため、地域包括支援センターと連携した地域の高齢者の相談受付や生活実態の把握、関係機関と連携した見守り等を行う拠点である高齢者見守り相談窓口を設置する区市町村を支援します。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

見守りサポーター養成研修事業

高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、研修を実施する区市町村を支援します。(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

高齢者を熱中症等から守る区市町村支援事業

高齢者を熱中症等から守るため、熱中症予防の普及啓発や見守り及び猛暑時の避難場所の設置等に取り組む区市町村を支援します。(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

都市型軽費老人ホーム整備費補助

地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等の施設基準を緩和することにより、低所得者層も食事や生活支援サービスを受けられる都市型軽費老人ホームの整備を進めます。(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

定期借地権の一時金に対する補助

地価の高い都市部において施設の用地取得が困難な状況を踏まえ、定期借地権を設定して用地を確保した場合に、一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備を進めます。(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業

国有地や民有地を賃借して特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を整備する場合に、土地賃借料の一部を補助します。(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

ショートステイ整備費補助

特別養護老人ホーム以外に併設するショートステイや単独型ショートステイへの整備費を補助することで、在宅サービスの充実を図ります。(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

複数の区市町村が共同で利用する特別養護老人ホームの整備

都市部の限られた土地を有効活用するため、複数の区市町村が共同で利用できる特別養護老人ホームの整備を進めます。(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)

代替施設設置の仕組みの構築

老朽化した特別養護老人ホーム等の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。(福祉保健局総務部契約管財課、高齢社会対策部施設支援課)

シルバーピア（高齢者向けの公的賃貸住宅）

- ① 手すり・段差解消・緊急通報システムなどの設置
- ② 安否確認や緊急時の対応を行う管理人（ワーデン）又は生活援助員（LSA）の設置
- ③ 地域包括支援センター等との連携を特徴とする住

宅です。
都は設置主体の区市町村に対する支援を行っています。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

住宅のバリアフリー化

介護保険制度の住宅改修サービス（P.24、25）の対象とならない方に対する住宅改修費用の助成制度があります。
詳しくはお住まいの区市町村にお問い合わせください。
(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進

バリアフリー化され、緊急時対応や安否確認等のサービスの質が確保されるとともに、高齢者が適切な負担で入居可能なサービス付き高齢者向け住宅や東京都高齢者向け優良賃貸住宅等の供給を促進しています。
民間事業者がサービス付き高齢者向け住宅等を供給する際に、区市町村と連携を図りながら、事業者に対し整備費補助等を行っています。
(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)

高齢者の入居支援

サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度、高齢者が円滑に入居できる住宅を紹介する東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度、見守りなどを行うあんしん居住制度（（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）を実施しています。
(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。
また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。
(住宅供給公社都営住宅募集センター)

生活支援付すまい確保事業

区市町村の居住支援協議会*等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。
*住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織
(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)

地域居住支援モデル事業

住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域のすまいや相談・交流拠点の確保と見守り等生活支援を一体的に提供する民間団体を支援します。
(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)

社会参加の支援

高齢者に対し、様々な活動の場や機会を提供し社会参加を促進するとともに、高齢者の意欲と能力に応じた多様な就業の場を確保します。

【社会参加の促進】

シルバーパス

都内の都営交通、公営、民営バスが利用できるシルバーパスの発行を支援し、70歳以上の高齢者の社会活動への参加を促進します。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

老人クラブの活動支援

地域の老人クラブに対する運営費の助成や老人クラブ連合会が行う生きがいづくり・健康づくり事業の支援を行っています。

(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)

元気高齢者地域活躍推進事業

健康づくりや社会貢献など、高齢者の生きがいを創出するとともに、福祉施設等の従事者の負担軽減を図るため、元気高齢者の福祉施設等でのボランティア活動や就労を促進する区市町村の取組を支援します。

(福祉保健局総務部企画政策課)

【就 業】

東京しごとセンター

全ての年齢層の方を対象に、雇用就業に関するワンストップサービスを提供します。55歳以上の高齢者に対しては、シニアコーナーでの就業相談や能力開発などを実施しています(P.92参照)。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、知識・経験・能力を活かした臨時的・短期的又は軽易な仕事を提供しています。都内に58か所あり、地域の家庭・企業・公共団体からの仕事を受けています。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

アクティブシニア就業支援センター

区市が所管する法人が、無料職業紹介事業の許可を受けて、おおむね55歳以上の高齢者を対象に就業相談や職業紹介等を行います。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、高齢者の心身の特性に応じた適切な医療の提供、臨床と研究の連携、高齢者のQOLを維持・向上させるための研究を通じて、高齢者の健康増進、健康長寿の実現を目指し、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担います。

病院部門 高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供を目指します。

☆重点医療の提供(血管病医療・高齢者がん医療・認知症医療)

⇒医療と研究の一体化のメリットを活かして高齢者に適した医療の充実を目指します。

☆救急医療の強化を図ります。

☆地域の医療機関、福祉施設との連携の推進を図ります。

☆高齢者の急性期病院として、高齢者の生活の質の確保や健康の維持・増進に貢献します。

研究部門 高齢者の健康の維持・増進と活力の向上を目指す研究を推進します。

☆重点医療や老化メカニズム、高齢者の健康長寿と福祉に関する研究を行い、高齢者の医療、看取りを含めたケア、健康増進の諸問題に包括的に取り組みます。

⇒病院部門と連携して臨床応用研究や技術開発を進めます。

☆研究成果の普及を図り、公的な研究機関としての役割を果たします。

【認知症支援推進センター設置事業】

☆都内の認知症医療従事者等向け研修の拠点と位置付け、二次保健医療圏における拠点となる認知症疾患医療センターの地域での円滑な研修実施を支援するとともに、医療従事者等に対する研修を実施します。